**令和４年度大阪府立中学校入学者選抜における**

**別紙（実施校用）**

**新型コロナウイルス感染症への対応について**

Ⅰ　新型コロナウイルス感染症の検査で陽性反応が確認され、かつ保健所から安静・療養の解除又は終了の指示を受けていない者（以下「陽性者」という。）への対応について

１　出願について

出願は代理の者が行う。ただし、陽性者や濃厚接触者、発熱等の風邪の症状がある者等は代理の者となれない。

２　適性検査等について

受験できない。

　３　連絡について

小学校（特別支援学校の小学部又は義務教育学校の前期課程を含む。以下同じ。）の校長は、出願以降、志願者が陽性者であることが判明した時点で、志願先中学校長に速やかに電話等により連絡する。その後、「新型コロナウイルス感染症の陽性者に係る報告書（様式561）」をメール等により志願先中学校長に提出する。ただし、当該志願者が保健所から安静・療養の解除又は終了の指示を受けた場合は、電話等により志願先中学校長に連絡するとともに、様式561の内容を変更して志願先中学校長に提出する。

　なお、外国から帰国又は入国した者で、検疫法に基づく隔離・停留が必要とされている者及び検疫所長が指定する場所において待機を指示されている者は、受験できない。

Ⅱ　新型コロナウイルスへの感染の疑いがある者（以下「対象者」という。）への対応について

１　対象者

　　(1) 無症状の濃厚接触者

保健所等により濃厚接触者として特定され、ＰＣＲ検査等の結果陰性であることが判明している者のうち、適性検査等当日に発熱等の風邪の症状がない者

なお、濃厚接触者に特定されＰＣＲ検査等を受検する予定の者（結果待ちを含む。）及び有症状の濃厚接触者（保健所等により濃厚接触者として特定され、ＰＣＲ検査等の結果陰性であることが判明している者のうち、適性検査等当日に発熱等の風邪の症状がある者）は、受験することができない。

　(2) 発熱等の風邪の症状のある者

２　内容

(1) 対象者の出願は代理の者が行う。ただし、陽性者や濃厚接触者、発熱等の風邪の症状がある者等は代理の者となれない。

(2) 対象者の適性検査等は、専用の別室で実施する。

Ⅲ　出願について

１　受付会場の設定等

受付会場内及び待機場所に志願者等が密集することのないよう、受付会場等を設定する。

受付においては、受付担当者が志願者等に対して説明等を行うことから、受付担当者と志願者等との間にアクリル板や透明ビニールシート等を設置する。

受付会場は、出願前日の業務終了までに、マスク着用のうえ、多くの志願者等が手を触れる可能性のある場所（机の天板、椅子の背もたれ、ドアの取手、手すり、窓枠等）を消毒した後、施錠する。以降、当該受付会場を立入禁止とする。併せて、廊下や階段の手すり、トイレのレバーや手洗い場の蛇口等、志願者等が使用する場所についても消毒する。

　　なお、使用前の72時間以上を立入禁止とする場所については、消毒は不要である。

２　出願受付時における対応

(1) 出願者全員へ「受験生及び保護者の皆様へ」の配付

出願してきた者全員に、新型コロナウイルスに関する留意事項を記載した別添の「受験生及び保護者の皆様へ」を配付し、記載した内容をよく読むように指示するとともに、適性検査等実施当日のマスクの着用について周知する。

(2) 感染症対策の徹底

受付担当者、誘導者等を含め、教職員はマスクを着用するとともに、業務にあたる前後に手洗いや手指消毒をする。また、受付場所にアルコール消毒液等を設置し、出願者に対しても手指消毒をするよう指示する。その他、志願者等が密集しないように受付場所と別に待機場所を設定する、受付場所や待機場所の換気を適宜行う等、環境を整備する。

Ⅳ　適性検査等の実施について

１　検査室等の設定について

　　検査室等は、適性検査等実施前日の業務終了までに、マスク着用のうえ、多くの受験者等が手を触れる可能性のある場所（机の天板、椅子の背もたれ、ドアの取手、手すり、窓枠等）を消毒した後、施錠する。以降、当該検査室等を立入禁止とする。併せて、廊下や階段の手すり、トイレのレバーや手洗い場の蛇口等、受験者等が使用する場所についても消毒する。

　　なお、使用前の72時間以上を立入禁止とする場所については、消毒は不要である。

２　適性検査等実施当日の全般的な留意事項について

　(1) あらかじめ小学校長から連絡があった者を除き、受験者にはマスクを着用させる。マスクを忘れた受験者には、マスクを配付する。

障がい等の状況によりマスクを着用できない受験者は別室受験とする。当該受験者については、あらかじめ小学校長から報告があるので、適性検査等の実施にあたっては、当該受験者の前にアクリル板や透明ビニールシート等を設置する等の感染防止対策を行う。

なお、障がい等の状況によりマスクを着用できないことが当日明らかとなった場合には、速やかに保護者に連絡のうえ、別室で受験させる。

(2) 本人確認を行う場合は、あらかじめ受験者全体に対して説明したうえで、短時間、マスクを外させる。

(3) 適性検査等の前後等に窓や扉を開放する、廊下側の上の窓を常時開放するなど、換気を徹底する。ただし、当日の気温、風、雨の状況などにより適宜対応すること。

　　なお、換気により検査室内の気温が低下するおそれもあるため、上着の着用は認めることとするが、事前に承認があった者を除き、検査時間中のひざ掛け等の使用は認めない。

　　(4) 答案回収前に受験者を廊下に出す際には、あらかじめ廊下の窓を開放しておくとともに、廊下では私語を慎むよう、放送等により指示する。

　　　　なお、廊下等での志願者の密集を避けるために、空き教室の利用等も含め、可能な限り志願者の立入区域の確保に努める。

　　(5) 昼食をはさんで検査を実施する学校にあっては、マスクを外して食事をするときは私語を慎み、食事をとり終えた後は速やかにマスクを着用するよう、放送等により指示する。

(6) 廊下や検査室の入口等にアルコール消毒液等を用意するとともに、各トイレや手洗い場等には石けん等を用意する。

(7) 検査終了後は一斉に退室させるのではなく、例えば部屋ごとに時間差を設けて退室させるなど、帰宅時に受験者が密集することのないよう配慮する。

(8) 検査中に受験者が陽性者又は濃厚接触者に特定されたことが判明した場合は、速やかに府教育委員会に報告するとともに、保護者と連携し、「Ⅰ」の「２」、「Ⅱ」の「１」の(1)又は「Ⅱ」の「２」の(2)の対応をとる。

　　なお、適性検査等を続行することができない者については、保護者と連絡をとり、受験者を迎えにきてもらう。

(9) 適性検査等終了後は、検査室等の窓や扉を10分程度開放して換気するとともに、受験者が使用した机の天板及び椅子の背もたれ、検査室等のドアの取手等を消毒する。ただし、検査室等を72時間以上使用しない場合は、消毒は不要である。

(10) 適性検査等当日の朝、受験者には自宅で検温し、健康状態を把握するよう指示している。受験者等から体調不良等の訴えがあった場合等を除き、適性検査等当日、受験者に対し一律に検温することは控える。

Ⅴ　専用の別室における受験について

１　別室の設置等

(1) 「Ⅱ」の「１」に示す対象者が適性検査等を受験する場合は、それぞれ以下のとおり、専用の別室で行う。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 対象者 | 対応 |
| 別室Ａ | 無症状の濃厚接触者 | ・受験者間が２メートル以上となるように座席を配置する。・できる限り受験者の前にアクリル板や透明ビニールシート等を設置する。 |
| 別室Ｂ | 発熱等の風邪の症状のある者 |

　※その他、状況に応じて、府教育委員会が中学校や保健所等と連携し、別途の対応をとることがある。

※これ以外に、例年別室対応を行っている者（配慮受験者、インフルエンザ等による体調不良者等）に対する別室を設定する。

(2) 志願者が濃厚接触者に特定された場合、ＰＣＲ検査等の結果が出ていない者も含め、小学校長は、志願先中学校長に電話等により速やかに連絡する。その後、「新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者に係る別室受験依頼書（様式562）」（以下「依頼書」という。）をメール等により志願先中学校長に提出する。また、外出自粛要請が解除されるなどして、別室受験の必要がなくなった場合は、速やかに電話等により連絡する。

中学校長は、小学校から提出された「依頼書」に基づき、濃厚接触者の人数等を把握して専用の別室の整備を行うとともに、検査終了後に「新型コロナウイルス感染症に係る別室受験者数等報告票（様式563）」をメールにより大阪府教育庁教育振興室高等学校課学事グループあてに提出する。

なお、様式563に個人情報を含む場合は、送付する際必ずファイルにパスワードをかけること。

(3) 別室Ａ及びＢについては、当該受験者用の特別送達は行わないので、各学校において、適切に対応する。

(4) 志願者が濃厚接触者に特定された場合は、当該小学校長を通じて、当該受験者が適性検査等実施当日に利用する交通手段の確認を行い、集合場所などを伝える。

(5) 適性検査等実施当日、集合場所から専用の別室まで、対象者が他の受験者と合流することがないよう動線に配慮する。

(6) 対象者が利用できるよう専用の別室の入口にアルコール消毒液等を用意する。

(7) 別室Ａ及びＢでは、受験者の座席間を２メートル以上とするとともに、できる限り、受験者の前にアクリル板や透明ビニールシートを設置する。

アクリル板等を設置する場合には、受験者に圧迫感を与えないよう、配慮する。

（例）受験者の座席の前に机を用意し、その上にアクリル板等を置く。

　　(8) 別室の監督者は原則として中学校又は高等学校の教諭等とする。

(9) 対象者の健康状態に急変等があり、受験を続行することが困難になった場合は、保護者に連絡し、適切に対応する。

(10) 適性検査等終了後は、専用の別室の窓や扉を10分程度開放して換気するとともに、受験者が使用した机及び椅子、検査室等のドアの取手等を消毒する。

　２　その他の留意事項

　　(1) 対象者の答案等は、他の受験者と同様に取り扱う。答案等を取り扱う前後には、必ず手洗いや手指消毒を行う。

　　(2) 専用の別室の監督者は、別室のみで着る上着を着用するなど、感染症対策により一層努めるとともに、退室後、すぐに手洗いや手指消毒を行う。

Ⅵ　咲くやこの花中学校スポーツ分野における適性検査Ⅱの実施について

原則として「Ⅳ　適性検査等の実施について」「Ⅴ　専用の別室における受験について」に準じて対応する。とりわけ以下の内容に留意する。

１　検査の実施場所、更衣室、待機場所等は、可能な限り常時２方向以上の窓等を開放する。常時の開放が困難な場合は、30分程度ごとに５分程度の換気時間を設けるなど、換気を徹底する。

２　更衣させる際は、受験者が密集することのないよう、更衣場所を複数準備する、時間を区切るなどして、十分な距離を保てるスペースを確保するとともに、更衣場所の使用前後に手指消毒や手洗いを行わせる。

３　対象者は、検査の実施場所を分けるなど、他の受験者と合流することのないよう配慮する。

４　運動時は身体へのリスクを考慮し、受験者はマスクを着用しなくてもよい。検査の実施にあたっては、受験者間の距離を十分に確保すること。また、待機中など運動を行っていない時は、感染症対策として可能な限りマスクを着用させる。

Ⅶ　合格者発表について

１　合格者発表は、中学校での掲示に加え、ウェブページにより行う。詳細は別途通知する。

２　合格者番号の掲示については、例えば、校舎前やグラウンド等に受験番号で40番ごとの単位で発表場所を設定し、各合格者発表ボードの間は10ｍ程度以上確保するなどして、合格者発表時の混雑を避けるよう工夫する。その際、受験番号に応じた合格者の発表場所が受験者に確実に伝わるよう、掲示等により案内すること。

Ⅷ　教職員等への対応について

１　教職員等に陽性者等が確認された場合

　(1) 陽性者、濃厚接触者、保健所等の要請を受けた者及び発熱等の風邪の症状のある者は、原則として選抜業務を行わない。

(2) １月17日（月）以降、生徒及び教職員等でＰＣＲ検査等受検予定者が判明した場合は、大阪府教育庁教育振興室保健体育課等のあらかじめ定められた連絡先に加え、速やかに高等学校課学事グループまで電話等により連絡する。ＰＣＲ検査等の受検者が陽性となった場合に備えて、府教育委員会は、当該学校及び保健所等と連携し、あらかじめ濃厚接触者になり得る教職員等の特定等に努める。濃厚接触者になり得ると特定された教職員等は、状況が明らかとなるまで選抜業務を行わない。

２　適性検査等実施当日及び採点時の対応について

　(1) 監督及び誘導等にあたる者については、常にマスクを着用する。

　(2) 監督等の実施後や答案を取り扱った後等は、手洗いや手指消毒を行う。

　(3) 適性検査等実施当日の本部や採点場所等の換気を徹底し、適宜アルコール消毒液等を設置する等、環境を整備する。

３　その他

　(1) 日頃から、職員室等の換気を徹底するとともに、身体的距離が十分に確保できないときにはマスクを着用する。

　(2) 教職員等に陽性者が確認された場合、マスクを外した状態で一定時間会話をした者、とりわけ昼食等を共にした者が濃厚接触者に特定されていることを踏まえ、より一層、新型コロナウイルス感染症対策を徹底する。

(3) 急遽陽性者等が確認された場合であっても選抜業務が遂行できるよう、あらかじめ校内体制を整えておく。